



平成28年2月24日

各 位

会 社 名 日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 吉 田 一 正
(コード番号：6063)
問 合 せ 先 常務取締役 前 川 義 和
(TEL. 03-3811-8121)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年2月24日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行することを決定し、平成28年3月25日開催予定の当社第13回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

議決権を有する監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）を置くことにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るためであります。

(2) 移行の時期

平成28年3月25日開催予定の当社第13回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款一部変更

(1) 提案の理由

①「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。

つきましては、当社は、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

②会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、業務執行取締役以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現

行定款第 29 条第 2 項の一部を変更するものであります。なお、現行定款第 29 条第 2 項の変更につきましては各監査役の同意を得ております。

③機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により実施することができるよう、規定を新設するものであります。

④その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うとともに、一部文言の修正を行うものであります。

(2) 変更の内容

別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成28年 3 月25日

定款変更の効力発生予定日 平成28年 3 月25日

以 上

【別紙】定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第10条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有す株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2. この定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によって<u>あらかじめ</u>公告して一定の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする<u>ことができる</u>。</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有す<u>る</u>株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2. この定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により、<u>あらかじめ</u>公告して、<u>一定の日における</u>最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする<u>ことができる</u>。</p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条～第17条 (条文省略)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、その他株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令またはこの定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条～第17条 (現行どおり)</p>
<p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果の他法令に定められた事項については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名し、本店にこれを保存する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名し、本店にこれを保存する。</p>
<p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2.</u> 補欠または増員で就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><u>4.</u> 法令またはこの定款に定める<u>監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p><u>5.</u> <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期) 第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2.</u> <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3.</u> <u>補欠または増員で就任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、他の在任取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期の満了する時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。</u></p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p>	<p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。</u></p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決権に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会決議によって、取締役会において決議すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果の他、<u>法令に定められた事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名し、本店にこれを保存する。</p> <p>第27条 (条文省略)</p>	<p>(議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果<u>ならびにその他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名し、本店にこれを保存する。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 <u>当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>3. <u>当会社は、会社法第329条第2項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役を選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 補欠として就任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第33条 監査役会は、監査役の中から互選により常勤監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第34条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2. 前項の規定は監査役全員の同意がある場合に、招集手続きを経ないで監査役会を開催することを妨げない。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p><u>第35条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第36条</u> 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第37条</u> 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第38条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第39条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会)</p> <p><u>第31条</u> <u>監査等委員会は、全ての監査等委員である取締役で組織する。</u></p> <p><u>2. 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第32条</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 前項の規定は監査等委員全員の同意がある場合に、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することを妨げない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第43条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第36条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第39条～第40条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第41条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p>第45条 <u>当社の剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し支払うものとする。</u></p> <p><u>(中間配当金)</u></p> <p>第46条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p> <p>第47条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第42条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第43条 （現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>当社は、第13回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>